日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人智香寺学園
②設置大学名 称	埼玉工業大学
③担当部署	内部監査室
④問合せ先	048-585-6890
⑤点検結果の 確定日	令和7年9月30日
⑥点検結果の 公表日	令和7年11月1日
⑦点検結果の 掲載先 URL	https://www.sit.ac.jp/information/disclose/governancecode/
⑧本協会による公表	●承諾する ○ 否認する

【備考欄】		

様式 I

I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	0
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	0
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	\circ
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	0
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	0
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	0
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	\circ
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	0

Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ-Ⅰ.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

原則 1 一 1 建学の精神等	
実施項目1-1①	説明
建学の精神等の基本理	本学は仏教精神を基盤として、広く学術教育を行うことを建学
念及び教育目的の明示	の精神としている。また、「テクノロジーとヒューマニティの融合
	と調和」を教育理念とし、学生の「こころ」の涵養に力を注ぎ、
	文化と科学の調和を教育目的としている。本学の基本理念は HP で
	広く社会に明示している。
	また、公的研究費マニュアルや事業継続計画(BCP)においても
	教職員が建学の精神に基づいた行動を取るように策定し、教職員
**** ** ** ** ** ** ** *	の帰属意識を高め、理念の浸透に努めている。
実施項目1-1②	説明
「卒業認定・学位授与	各学部・研究科で卒業認定・学位授与の方針を策定し、学生便
の方針」、「教育課程編	覧や HP で明示している。これに基づき、単位認定基準、進級基準、本業 体スコウオ 準点 では、 TY 201 H 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
成・実施の方針」及び	準、卒業・修了認定基準を学則及び各学部・研究科規程にて適切して実施、党集運転等で党内に国知している。 また 名標業科目の
「入学者受入れの方	に定め、学生便覧等で学内に周知している。また、各授業科目の 評価方法はシラバスに記載し、学期毎に学生からの成績に関する
針」の実質化	計価が伝はシノハヘに記載し、子朔母に子生が600成績に関する 質問や相談を受け付けることにより、成績評価の透明性と公正性
	真向や作成を支が下げることにより、成績計画の透明性と公正性 を確保している。
	で幅体している。 入学者受入れの方針は、HP と受験ガイド等でアドミッションポ
	リシーを明示し、各学科・専攻で求める人物像を周知している。
	また、オープンキャンパスや校内説明会等では、対面にて志願者
	に入学者受け入れの方針及び求める人物像を説明し、方針の実質
	化を図っている。
実施項目1-13	説明
実施項目1-1③ 教学組織の権限と役割	説明 学校法人智香寺学園組織規則に基づき、学長のリーダーシップ
教学組織の権限と役割	77 7 1
7 11 7 11 1	学校法人智香寺学園組織規則に基づき、学長のリーダーシップ
教学組織の権限と役割	学校法人智香寺学園組織規則に基づき、学長のリーダーシップの下、学長の校務を支える3名の副学長が置かれ、研究科長、学部長、学科長の権限と役割が明確化されている。しかし、現在は教学組織が複雑化し、各委員会の下部組織において教員の兼務が
教学組織の権限と役割の明確化	学校法人智香寺学園組織規則に基づき、学長のリーダーシップの下、学長の校務を支える3名の副学長が置かれ、研究科長、学部長、学科長の権限と役割が明確化されている。しかし、現在は
教学組織の権限と役割	学校法人智香寺学園組織規則に基づき、学長のリーダーシップの下、学長の校務を支える3名の副学長が置かれ、研究科長、学部長、学科長の権限と役割が明確化されている。しかし、現在は教学組織が複雑化し、各委員会の下部組織において教員の兼務が増えているため、役割の効率化を図る必要がある。 説明
教学組織の権限と役割の明確化	学校法人智香寺学園組織規則に基づき、学長のリーダーシップの下、学長の校務を支える3名の副学長が置かれ、研究科長、学部長、学科長の権限と役割が明確化されている。しかし、現在は教学組織が複雑化し、各委員会の下部組織において教員の兼務が増えているため、役割の効率化を図る必要がある。 説明 教員と職員からなる担任・副担任制を設け、全学生に対し互い
教学組織の権限と役割 の明確化 実施項目1-1④	学校法人智香寺学園組織規則に基づき、学長のリーダーシップの下、学長の校務を支える 3 名の副学長が置かれ、研究科長、学部長、学科長の権限と役割が明確化されている。しかし、現在は教学組織が複雑化し、各委員会の下部組織において教員の兼務が増えているため、役割の効率化を図る必要がある。 説明 教員と職員からなる担任・副担任制を設け、全学生に対し互いの知見から ICT を活用し、学生支援ができるようにしている。ま
教学組織の権限と役割 の明確化 実施項目1-1④	学校法人智香寺学園組織規則に基づき、学長のリーダーシップの下、学長の校務を支える3名の副学長が置かれ、研究科長、学部長、学科長の権限と役割が明確化されている。しかし、現在は教学組織が複雑化し、各委員会の下部組織において教員の兼務が増えているため、役割の効率化を図る必要がある。 説明 教員と職員からなる担任・副担任制を設け、全学生に対し互いの知見からICTを活用し、学生支援ができるようにしている。また、教員と職員からなる会議体や委員会等があり、互いの見識が
教学組織の権限と役割の明確化 実施項目1-1④ 教職協働体制の確保	学校法人智香寺学園組織規則に基づき、学長のリーダーシップの下、学長の校務を支える3名の副学長が置かれ、研究科長、学部長、学科長の権限と役割が明確化されている。しかし、現在は教学組織が複雑化し、各委員会の下部組織において教員の兼務が増えているため、役割の効率化を図る必要がある。 説明 教員と職員からなる担任・副担任制を設け、全学生に対し互いの知見からICTを活用し、学生支援ができるようにしている。また、教員と職員からなる会議体や委員会等があり、互いの見識が反映できる教職協働体制が確保されている。
教学組織の権限と役割の明確化 実施項目1-1④ 教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤	学校法人智香寺学園組織規則に基づき、学長のリーダーシップの下、学長の校務を支える3名の副学長が置かれ、研究科長、学部長、学科長の権限と役割が明確化されている。しかし、現在は教学組織が複雑化し、各委員会の下部組織において教員の兼務が増えているため、役割の効率化を図る必要がある。 説明 教員と職員からなる担任・副担任制を設け、全学生に対し互いの知見からICTを活用し、学生支援ができるようにしている。また、教員と職員からなる会議体や委員会等があり、互いの見識が反映できる教職協働体制が確保されている。 説明
教学組織の権限と役割の明確化 実施項目1-1④ 教職協働体制の確保	学校法人智香寺学園組織規則に基づき、学長のリーダーシップの下、学長の校務を支える3名の副学長が置かれ、研究科長、学部長、学科長の権限と役割が明確化されている。しかし、現在は教学組織が複雑化し、各委員会の下部組織において教員の兼務が増えているため、役割の効率化を図る必要がある。 説明 教員と職員からなる担任・副担任制を設け、全学生に対し互いの知見からICTを活用し、学生支援ができるようにしている。また、教員と職員からなる会議体や委員会等があり、互いの見識が反映できる教職協働体制が確保されている。 説明 教職員の資質向上には特に力を入れている。教員を対象とした
教学組織の権限と役割の明確化 実施項目1-1④ 教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤	学校法人智香寺学園組織規則に基づき、学長のリーダーシップの下、学長の校務を支える3名の副学長が置かれ、研究科長、学部長、学科長の権限と役割が明確化されている。しかし、現在は教学組織が複雑化し、各委員会の下部組織において教員の兼務が増えているため、役割の効率化を図る必要がある。 説明 教員と職員からなる担任・副担任制を設け、全学生に対し互いの知見からICTを活用し、学生支援ができるようにしている。また、教員と職員からなる会議体や委員会等があり、互いの見識が反映できる教職協働体制が確保されている。 説明 教職員の資質向上には特に力を入れている。教員を対象としたFDは、基本方針を定め、年次計画に基づき、体系的かつ計画的に
教学組織の権限と役割の明確化 実施項目1-1④ 教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係	学校法人智香寺学園組織規則に基づき、学長のリーダーシップの下、学長の校務を支える3名の副学長が置かれ、研究科長、学部長、学科長の権限と役割が明確化されている。しかし、現在は教学組織が複雑化し、各委員会の下部組織において教員の兼務が増えているため、役割の効率化を図る必要がある。 説明 教員と職員からなる担任・副担任制を設け、全学生に対し互いの知見からICTを活用し、学生支援ができるようにしている。また、教員と職員からなる会議体や委員会等があり、互いの見識が反映できる教職協働体制が確保されている。 説明 教職員の資質向上には特に力を入れている。教員を対象としたFDは、基本方針を定め、年次計画に基づき、体系的かつ計画的に資質向上に努めている。また、新任教員向けのFD研修や授業評価
教学組織の権限と役割の明確化 実施項目1-1④ 教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・ 年次計画の策定及び推	学校法人智香寺学園組織規則に基づき、学長のリーダーシップの下、学長の校務を支える3名の副学長が置かれ、研究科長、学部長、学科長の権限と役割が明確化されている。しかし、現在は教学組織が複雑化し、各委員会の下部組織において教員の兼務が増えているため、役割の効率化を図る必要がある。 説明 教員と職員からなる担任・副担任制を設け、全学生に対し互いの知見からICTを活用し、学生支援ができるようにしている。また、教員と職員からなる会議体や委員会等があり、互いの見識が反映できる教職協働体制が確保されている。 説明 教職員の資質向上には特に力を入れている。教員を対象としたFDは、基本方針を定め、年次計画に基づき、体系的かつ計画的に資質向上に努めている。また、新任教員向けのFD研修や授業評価アンケートの結果に基づく改善支援を行い、本学の教員としての
教学組織の権限と役割の明確化 実施項目1-1④ 教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・	学校法人智香寺学園組織規則に基づき、学長のリーダーシップの下、学長の校務を支える3名の副学長が置かれ、研究科長、学部長、学科長の権限と役割が明確化されている。しかし、現在は教学組織が複雑化し、各委員会の下部組織において教員の兼務が増えているため、役割の効率化を図る必要がある。 説明 教員と職員からなる担任・副担任制を設け、全学生に対し互いの知見からICTを活用し、学生支援ができるようにしている。また、教員と職員からなる会議体や委員会等があり、互いの見識が反映できる教職協働体制が確保されている。 説明 教職員の資質向上には特に力を入れている。教員を対象としたFDは、基本方針を定め、年次計画に基づき、体系的かつ計画的に資質向上に努めている。また、新任教員向けのFD研修や授業評価アンケートの結果に基づく改善支援を行い、本学の教員としての自覚と教育の質が高められるようにしている。
教学組織の権限と役割の明確化 実施項目1-1④ 教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・ 年次計画の策定及び推	学校法人智香寺学園組織規則に基づき、学長のリーダーシップの下、学長の校務を支える3名の副学長が置かれ、研究科長、学部長、学科長の権限と役割が明確化されている。しかし、現在は教学組織が複雑化し、各委員会の下部組織において教員の兼務が増えているため、役割の効率化を図る必要がある。 説明 教員と職員からなる担任・副担任制を設け、全学生に対し互いの知見からICTを活用し、学生支援ができるようにしている。また、教員と職員からなる会議体や委員会等があり、互いの見識が反映できる教職協働体制が確保されている。 説明 教職員の資質向上には特に力を入れている。教員を対象としたFDは、基本方針を定め、年次計画に基づき、体系的かつ計画的に資質向上に努めている。また、新任教員向けのFD研修や授業評価アンケートの結果に基づく改善支援を行い、本学の教員としての自覚と教育の質が高められるようにしている。 事務職員を対象としたSDは、大学運営や教学の課題を踏まえ、
教学組織の権限と役割の明確化 実施項目1-1④ 教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・ 年次計画の策定及び推	学校法人智香寺学園組織規則に基づき、学長のリーダーシップの下、学長の校務を支える3名の副学長が置かれ、研究科長、学部長、学科長の権限と役割が明確化されている。しかし、現在は教学組織が複雑化し、各委員会の下部組織において教員の兼務が増えているため、役割の効率化を図る必要がある。 説明 教員と職員からなる担任・副担任制を設け、全学生に対し互いの知見からICTを活用し、学生支援ができるようにしている。また、教員と職員からなる会議体や委員会等があり、互いの見識が反映できる教職協働体制が確保されている。 説明 教職員の資質向上には特に力を入れている。教員を対象としたFDは、基本方針を定め、年次計画に基づき、体系的かつ計画的に資質向上に努めている。また、新任教員向けのFD研修や授業評価アンケートの結果に基づく改善支援を行い、本学の教員としての自覚と教育の質が高められるようにしている。事務職員を対象としたSDは、大学運営や教学の課題を踏まえ、毎年度テーマを選定し、計画的に対面研修(FSD)を行っている。
教学組織の権限と役割の明確化 実施項目1-1④ 教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・ 年次計画の策定及び推	学校法人智香寺学園組織規則に基づき、学長のリーダーシップの下、学長の校務を支える3名の副学長が置かれ、研究科長、学部長、学科長の権限と役割が明確化されている。しかし、現在は教学組織が複雑化し、各委員会の下部組織において教員の兼務が増えているため、役割の効率化を図る必要がある。 説明 教員と職員からなる担任・副担任制を設け、全学生に対し互いの知見からICTを活用し、学生支援ができるようにしている。また、教員と職員からなる会議体や委員会等があり、互いの見識が反映できる教職協働体制が確保されている。 説明 教職員の資質向上には特に力を入れている。教員を対象としたFDは、基本方針を定め、年次計画に基づき、体系的かつ計画的に資質向上に努めている。また、新任教員向けのFD研修や授業評価アンケートの結果に基づく改善支援を行い、本学の教員としての自覚と教育の質が高められるようにしている。 事務職員を対象としたSDは、大学運営や教学の課題を踏まえ、

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学校法人智香寺学園の建学の精神及び教育理念並びに行動指針 と将来計画を可視化するため、エビデンスに基づいた中期計画を 策定している。また、ステークホルダーの意見を尊重する指針を 中期計画で明示し、地域から求められる大学としての使命を果た そうとしている。
実施項目1-2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画に基づき単年度の事業計画書及び事業報告書を作成し、計画と実績の進捗状況を管理している。計画と実績に大きな乖離があった場合には原因を特定し、改善に努めている。また、理事会で承認された事業計画書及び事業報告書は、透明性を確保するために HP で公表している。今後は定性的な目標を定量的な数値目標に置き換えることにより、進捗管理を可視化できるようにする。

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

****** = *****************************	の機能は
実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	社会の要請に応える人材を育成するため、地元企業や自治体と連携したプロジェクト型学習やインターンシップに力を入れ、学生の地域貢献に対する意識と実践力を高めている。 また、学生の視野を広げるため、令和 6 年度より公益財団法人さいたま市産業創造財団と協力して学内企業研究セミナーを実施し、地元企業への関心が高まるよう努めている。
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携の 推進	本学の教育・研究と地域社会をつなぐため、地域連携センターを設置し、社会貢献・地域連携を推進している。今後は研究成果を積極的に社会へ還元し、地域貢献活動を総合的かつ組織的に遂行できる体制づくりを強化する。 また、就職課においては各地方自治体及び団体と就職連携協定等を締結しているため、その資源を活かし本学の地域貢献・地域連携を加速化させている。

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な学生や教職員を受容できる体制を整備している。本学は 仏教精神を基盤としているが、礼拝室 (Prayer Room) を設けるな ど他宗教への理解も示している。また、多様な学生に対応できる 相談体制も整備し、その充実を図っている。今年度は、大学での 対応が問われる発達障害や LGBTQ+などの理解を深めるための研修 会を開催し、教職員の意識向上に努めている。
実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用の 配慮	令和7年6月現在、理事・監事への登用はないが、評議員に3名 (総数12名)を登用している。今後の女性及び多様な人材の登用 に向け、女性職員研修を実施し、多様な視点で学園を支える人材 育成を開始している。

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

理事の人材確保方針の 明確化及び選任過程の 透明性の確保 理事の資格及び構成を寄附行為、理事・学識経験者評議員 機関規程に、理事長・業務執行理事・非業務執行理事の職務。 事の職務権限に関する規程に定め、明確にしている。理事選任 ための理事選任機関を寄附行為に基づき設置し、寄附行為及で事・学識経験者評議員選任機関規程に従い、選任機関及び評 会の意見を十分に参酌した上で適切に理事を選任している。 理事会運営の透明性の 確保及び評議員会との 協働体制の確立 理事会は、定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に し、法令及び寄附行為に従い、必要な事項については、評議」 の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定 いる。理事会議事録についても、評議員からの請求に基づき 可能としている。	理の理員 催会で
明確化及び選任過程の 透明性の確保 機関規程に、理事長・業務執行理事・非業務執行理事の職務等 事の職務権限に関する規程に定め、明確にしている。理事選任 ための理事選任機関を寄附行為に基づき設置し、寄附行為及で 事・学識経験者評議員選任機関規程に従い、選任機関及び評議会の意見を十分に参酌した上で適切に理事を選任している。 実施項目3-1② 説明 理事会運営の透明性の 確保及び評議員会との 協働体制の確立 理事会は、定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に関し、法令及び寄附行為に従い、必要な事項については、評議の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定 いる。理事会議事録についても、評議員からの請求に基づき関	理の理員 催会で
事の職務権限に関する規程に定め、明確にしている。理事選任	任が義 ・ イン・ イン・ イン・ イン・ イン・ イン・ イン・ イン・ イン・ イン
事の職務権限に関する規程に定め、明確にしている。理事選任	理員 催会て
ための理事選任機関を新附行為に基づき設置し、新附行為及の事・学識経験者評議員選任機関規程に従い、選任機関及び評議会の意見を十分に参酌した上で適切に理事を選任している。	議員 催会て
会の意見を十分に参酌した上で適切に理事を選任している。 実施項目3-1② 説明 理事会運営の透明性の 理事会は、定期的に開催するほか、必要に応じて臨時にし、法令及び寄附行為に従い、必要な事項については、評議の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定いる。理事会議事録についても、評議員からの請求に基づき	開催会で
実施項目3-1② 説明 理事会運営の透明性の 確保及び評議員会との 協働体制の確立 理事会は、定期的に開催するほか、必要に応じて臨時にし、法令及び寄附行為に従い、必要な事項については、評議」の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定いる。理事会議事録についても、評議員からの請求に基づき	会会して
理事会運営の透明性の 確保及び評議員会との 協働体制の確立 理事会は、定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に し、法令及び寄附行為に従い、必要な事項については、評議 の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定 いる。理事会議事録についても、評議員からの請求に基づき	会会して
確保及び評議員会との 協働体制の確立 し、法令及び寄附行為に従い、必要な事項については、評議」 の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定 いる。理事会議事録についても、評議員からの請求に基づき	会会して
協働体制の確立 の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定いる。理事会議事録についても、評議員からの請求に基づき	て
協働体制の確立 の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定 いる。理事会議事録についても、評議員からの請求に基づき	
いる。理事会議事録についても、評議員からの請求に基づぎ	引覧
可能としている。	
理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関する。	- と
を寄附行為、理事会運営規則及び評議員会運営規則に定め、通	鱼切
に理事会、評議員会の運営を行っている。理事会・評議員会で	ご決
議した事業計画や方針に基づいた法人の日常業務運営は、理事	手長
及び業務執行理事で構成される学内理事会で審議し、執行して	こい
る。学内理事会の運営に関することは学内理事会規程に定め、	適
切に学内理事会の運営を行っている。	
理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行	為第
50 条及び理事会運営規則第29 条並びに評議員会運営規則第2	} 条
に基づき、理事全員の出席を要請して当該事項が会議の目的。	こな
る評議員会を招集し、改めて理事による説明を行うこととなっ	って
おり、説明を受けた後に再度決議する。	
理事会、評議員会及び学内理事会の重要会議の議事その他ろ	里事
の職務執行に係る情報について、寄附行為、理事会運営規則、	評
議員会運営規則等に基づき、議事録を作成、保存及び管理して	こい
る。	
実施項目3-1③ 説明	
理事への情報提供・研 業務執行理事の業務報告等を通じ、学園業務の状況と課題	户説
修機会の充実明、共有、情報提供を常に行っている。学校法人の適正な運	割に
あたり必要とされる知識等を修得するため、定時評議員会に行	計わ
せ今年度は令和7年6月10日に研修会を開催している。	

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の 選任基準の明確化及び 選任過程の透明性の確 保	本学の寄附行為に監事及び会計監査人の選任基準を定め、基準に基づいた資料を評議員に示し、透明性を確保している。 現在の監事は他機関の研究所長及び社会福祉法人理事長が選任されているため独立性が担保されている。会計監査人においては東京都の大手監査法人を選任されているため他法人と比較できる知見と公正性が担保されている。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び 内部監査室等の連携	監事は、内部監査室と最低年 4 回以上の監事会、また、会計監査人と定期的な意見交換会を実施し、連携しながら監査業務を進めている。本学は監事、会計監査人、内部監査室が連携して三様監査を行い、監査機能の強化に努めている。
実施項目3-2③	説明

監事への情報提供・研 修機会の充実

内部監査室の監査結果は監事会で監事と共有している。また、 監事には大学監査に係る研修会を案内するとともに、新制度の勉 強会を開催するなど、監査の質の向上に努めている。

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	設立の経緯や建学の精神との調和を図りながら評議員会の中立 性を確保し、候補者の経歴等を明らかにして適任者を選出してい る。また、教職員の比率を減らし、多様な外部人材を登用しつつ 定数を半分に削減し、意思決定の機動力を高めている。さらに、 本学の設立に深く関わる智香寺の責任役員会にて一部の評議員の 選任を行っている。 また、学識経験者を理事会の推薦者以外からも選出する旨を寄 附行為及び理事・学識経験者評議員選任機関規程で定め、評議員 の属性に応じた評議員会の構成割合の考え方を明確にし、選任過 程の透明性を確保している。
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明性 の確保及び理事会との 協働体制の確立	評議員会の招集や決議事項、評議員の責務を寄附行為及び評議員会運営規則で明確に定めている。また、理事会と評議員会での決議が異なる場合は全理事が評議員会に出席し、あらためて必要な説明を行い、建設的な協働体制と相互牽制機能が担保されている。
実施項目3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	本学の適正な運営に必要とされる見識が得られるように、新任及び外部を含めた各評議員に対し、寄附行為及び評議員会運営規則並びにその他重要な規程に関する研修を行い、それらの情報を提供する機会を十分に設けている。また、書類の閲覧等及び情報の公表に関する規程では評議員への情報開示方法を明示しており、情報提供の確保・充実に努めている。

原則3-4 危機管理体制の確立

実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアルの 整備及び事業継続計画 の策定・活用	学校法人智香寺学園リスク管理規程に基づき、防災管理規程と 防火・防災管理マニュアルを整備している。事業継続計画 (BCP) は、上記の規程とマニュアルに基づき策定し、全教職員が共通認 識を図りながら、復旧業務に向かえるように工夫がされている。
実施項目3-4②	説明
法令等遵守のための体 制整備	内部統制システム整備の基本方針のコンプライアンスに関する管理体制に基づき、コンプライアンス規程が策定され、法令及び寄附行為その他諸規程が遵守できる体制が整備されている。また、公益通報者の保護等に関する規程により、法令等の違反行為に対する相談窓口(匿名可)が内外部(外部は法律事務所)に設置され、違反行為を未然に防げる内部通報体制が整備されている。 運用面からは、内部監査部門が定期的に監査を実施しており、本学における法令等遵守の強化に努めている。

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のための	書類の閲覧等及び情報の公表に関する規程を策定し、その規程 に基づいて本学園の運営及び教育研究活動等の状況は、HP「情報
方針の策定 	の公表」で広く社会に公開している。
実施項目4-1②	説明
ステークホルダーへの	学生・保護者・地域社会を含む企業・一般向け等ステークホルダ
理解促進のための公開	一別に情報を集約し、ウェブサイトや紙媒体等を目的別に活用し
の工夫	ている。また、学生・保護者に対しては大学ポータルサイトを通じ
·	効果的な発信に努めている。

II-II.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明